

# 大津市議会ミッションロードマップ

～平成 29 年度 検証・評価結果～

平成 30 年 3 月

大津市議会

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
政策立案	(仮) がん対策推進基本条例	(仮) 土地利用基本条例		(仮) 交通基本条例
	議決事件の検証		議会における行政評価	
	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり			
	専門的知見を有する職能団体との連携強化			
議会改革	正副議長選出に係る立候補制及び所信表明制度の導入並びに適宜の議長記者会見の実施	議会活動の評価制度の構築		政策形成過程における住民参加のあり方検討
	議会図書室の充実			

# 1 平成29年度テーマと評価結果（自己評価）について

## (1) (仮称) 大津市土地利用基本条例の制定 ⇒ 目標未達成・見直し

テ マ	(仮称) 大津市土地利用基本条例の制定				
工 程	平成 28 年度から平成 29 年度まで				
進 捗 状 況 ・ 実 績	平成 29 年度では、平成 28 年度からの協議を踏まえ、専門的知見を活用しつつ、条例制定に向けて協議を重ねてきたが、土地利用に係る関係団体等とのヒアリングや、市長以下執行部職員との意見交換を行う中で、都市計画法その他の既存の法制度との整合、その他多角的に検証・検討すべき事項が明らかとなり、更に議論を深める必要が生じたことから、条例の制定には至っていない。				
評 価 結 果	<b>目標未達成</b> (平成 29 年度分)				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進 行 管 理 ・ 方 向 性	<b>見直し</b>				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備 考	<p>政策検討会議における検討状況</p> <p>平成 28 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10 回の会議を開催（うち専門的知見（龍谷大学 阿部准教授等）の活用 5 回）</li> </ul> <p>平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9 回の会議を開催（うち専門的知見（龍谷大学 阿部准教授、大田教授、本多教授等）の活用 4 回）</li> <li>・ 関係団体との意見交換 5 団体（農業委員会、自治連合会、滋賀県建築士会大津地域会、公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会、公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会）</li> <li>・ 市長及び副市長との協議 4 回</li> </ul> <p>平成 30 年度（上半期）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条文作成、パブリックコメント、条例制定</li> </ul>				

(2) 議会における行政評価 ⇒ 目標達成・完了

テーマ	議会における行政評価				
工程	平成 28 年度（後半）から平成 29 年度まで				
進捗状況・実績	平成 29 年度では、平成 28 年度に政策検討会議で決定した「議会として実施する行政評価の枠組み（試行案）」を平成 29 年 9 月通常会議の決算常任委員会で試行実施し、その試行内容と議員を対象に実施したアンケート調査の結果について、政策検討会議で検討を加え、議会における行政評価制度を構築した。				
評価結果	<b>目標達成</b> （平成 29 年度分）				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理・方向性	<b>完了</b>				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備考	<p>議会における行政評価制度</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本的方向 地方自治法に基づく調査に位置付け、議会基本条例に基づき市長等へ提言を行う。（根拠の明確化）</li> <li>2 具体的手法 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 実施主体 決算常任委員会</li> <li>② 評価の対象 事務事業評価</li> <li>③ 評価の資料 事務事業評価シートと施策評価結果シートの 2 シート</li> <li>④ 評価対象事業の選択 決算常任委員会の分科会において対象事業を選択する。（1 分科会当たり 3 又は 4 事業）選択に当たり会長が必要と判断した場合は、執行部の説明を求めることができる。</li> <li>⑤ 評価の内容 事業の項目別評価は参考にとどめ、拡充・継続・見直しなど当該事業の今後の方向性を評価する。評価に当たり会長が必要と判断した場合は、執行部の説明を求めることができる。</li> <li>⑥ 評価の結果 提言書を整理し、議長から市長等に提言する。</li> </ol> </li> <li>3 検証体制 議会運営委員会において毎年検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</li> </ol>				

(3) 若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり ⇒ 目標達成・継続

テ マ	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり				
工 程	平成 27 年度（後半）から平成 30 年度（前半）まで （政策検討会議における制度設計 平成 29 年度から平成 30 年度（前半）まで）				
進 捗 状 況 ・ 実 績	<p>平成 29 年 6 月に政策検討会議を設置し、制度設計に向けた具体的な協議を進めている。これまでに 7 回会議を行い、若者のニーズや考えを知るために、龍谷大学と同志社大学のゼミ生と意見交換を行うとともに、これまでの取り組みや既存事業・施策を検証するため選挙管理委員会や学校教育課とも意見交換を重ねている。</p> <p>また、仰木の里小学校において実施された模擬議会（ロールプレイ）を見学し、議員が主体的に取り組める標準パターンの構築に向け検討をしている。</p>				
評 価 結 果	<b>目標達成</b> （平成 29 年度分）				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進 行 管 理 ・ 方 向 性	<b>継続</b>				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備 考	<p>当初、当該テーマは平成 29 年度から平成 30 年度（前半）までの実行テーマであったが、平成 27 年度に大学生及び高校生との意見交換会を当該テーマに関連付け実施したことを踏まえ、平成 27 年度の検証・評価において当該テーマの工程を平成 27 年度（後半）から平成 30 年度（前半）までの 4 年間に見直したものである。（制度設計は、平成 29 年度から平成 30 年度（前半）まで）</p> <p>平成 28 年度には、龍谷大学のゼミ生と「政治への関心や投票率向上に向けて」をテーマにワークショップによる意見交換会（ゼミ生 28 人、議員 28 人）を実施した。</p> <p>平成 30 年度には、平成 29 年度の政策検討会議での協議を踏まえて、費用対効果や実効性、優先度などをしっかりと議論し、執行部との調整を踏まえて仕組みを構築するものである。</p>				

(4) 政策形成過程における住民参加のあり方検討 ⇒ 一部目標達成・継続

テーマ	政策形成過程における住民参加のあり方検討				
工程	平成 29 年度から平成 30 年度まで				
進捗状況・実績	<p>これまでに議会として経験のある議会報告会や各種団体との意見交換会、パブリックコメントなどに加えて、住民参加の手法として、市民のニーズや課題を把握するツールとして、ワールドカフェ方式や円卓会議（沖縄式）方式について議会局で調査研究を進めている。</p> <p>また、地方自治法に規定されている公聴会制度についても、その活用に向けて運用手順等を整理するなど、検討を進めている。</p>				
評価結果	<b>一部目標達成</b> （平成 29 年度分）				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理・方向性	<b>継続</b>				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備考	<p>平成 30 年度には、平成 29 年度の議会局の調査研究に加えて、議会ホームページによる議案等に対する市民意見の募集や議会モニターによる意見聴取など恒常的に市民意見を聴取する制度や、議会による市民アンケート調査や討論型世論調査（DP）※など適宜、民意を把握する手法について、議会としての政策形成や意思決定に反映できる仕組みとして多様な観点から議会運営委員会において検討を進めるものである。</p> <p>また、公聴会制度についても、実用化に向け検討を進めるものである。</p> <p>※討論型世論調査（deliberative polling :DP） 1 回限りの表面的な意見を調べる通常の世論調査ではなく、討論のための資料や専門家から十分な情報提供を受け、小グループと全体会議でじっくりと討論した後に、再度、調査を行って意見や態度の変化を見る手法（慶応義塾大学 SFC 研究所）</p>				

(5) 議会活動の評価制度の構築 ⇒ 目標達成・完了

テーマ	議会活動の評価制度の構築				
工程	平成 28 年度から平成 29 年度まで				
進捗状況・実績	平成 29 年度では、平成 28 年度からの議論を踏まえて、議会運営委員会において具体的な評価項目等について議論を深め、議会活動の評価制度を構築した。 平成 30 年度は、当該制度に基づき評価シートを活用した評価を実施するものである。				
評価結果	<b>目標達成</b> (平成 29 年度分)				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理・方向性	<b>完了</b>				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備考	<p>議会活動の評価制度</p> <p>議会事業評価</p> <p>(1) 評価の方法 一次評価（議員個人による評価）、二次評価（会派による評価）、議会運営委員会による調整</p> <p>(2) 評価項目 次の各分野において行ってきた取組の成果等を評価し、今後の方向性等を検討する。</p> <p>①議会の機能強化</p> <p>②政策立案</p> <p>③情報公開（広報）</p> <p>④市民参加（広聴）</p> <p>(3) 評価サイクル 事業によって適切な評価時期が異なるので、評価項目ごとに評価時期を設定する。</p> <p>(4) 外部の視点からの評価</p> <p>①検討手法 外部有識者（大学の教授等）による検証</p> <p>②検証の範囲 各分野の総合評価部分</p>				

## 2 平成30年度のテーマの確認について

### ① 計画通り進めるもの

【平成29年度から平成30年度までの2年間の継続テーマ】

- 政策形成過程における住民参加のあり方検討
- 若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり

【4年間の継続テーマ】

- 専門的知見を有する職能団体との連携強化（適宜）

当該テーマについては、4年間の期間中必要に応じて職能団体と連携をするものである。平成27年度には、がん対策推進条例の検討に当たり「大津市医師会」と意見交換会を実施したところであり、平成29年度には、（仮称）大津市土地利用基本条例の検討に当たり、「滋賀県建築士会大津地域会」、「公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会」及び「公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会」と意見交換を行った。

また、広聴の観点からも多くの団体（「大津市医師会」、「大津市歯科医師会」、「おおつかがやきネットワーク」、「大津市社会福祉協議会・大津市民生委員児童委員協議会連合会」）とまちづくりや災害等をテーマに、意見交換会を行っている。

### ② 計画の工程を見直すもの

- （仮称）大津市土地利用基本条例の制定

【見直し理由】

当該条例を検討する政策検討会議では、平成28年度から専門的知見を活用しつつ、これまでに20回の会議を行い、条例制定に向けて協議が進められてきたが、平成29年度に土地利用に係る関係団体等とのヒアリングや、市長以下執行部職員との意見交換を行う中で、都市計画法その他の既存の法制度との整合、その他多角的に検証・検討すべき事項が明らかとなり、更に議論を深める必要が生じたところであり、このことについて、当該政策検討会議の座長から議会運営委員会に、工程の延長を含め報告がされたところである。

これまでの検討状況や課題、条例の性格、今後の見込み等を勘案し、工程を次のとおり見直す（延長する）ものである。

工程 H28年度からH29年度まで（2年間） ⇒ H28年度からH30年度（上半期）まで（3年間）

### ③ 計画をロードマップから取り消すもの

- （仮称）大津市交通基本条例の制定

#### 【取り消す理由】

（仮称）大津市交通基本条例（以下「交通基本条例」という。）については、当初は、平成29年度から平成30年度までの2年間の工程であったが、昨年度の評価・検証において、①ロードマップの策定後に、執行部において地域公共交通網形成計画（以下「公共交通網形成計画」という。）の策定が平成29年度に予定されたこと。②（仮称）大津市土地利用基本条例（以下「土地利用基本条例」という。）の検討過程において公共交通の分野も視野に協議を進める可能性が示唆されたこと。③交通基本条例は、南北に細長い市域の特性や少子高齢化を踏まえて公共交通の確保が課題となる中、また、コンパクトシティの考えが提唱される中、市の特性を踏まえた公共交通に係る持続可能な仕組み、実効性のある取組の方向性を示すことを目的とするものであり、当該条例の制定に当たっては、公共交通網形成計画と土地利用基本条例との整合性は必要不可欠であること。などを理由として、公共交通網形成計画の動向と土地利用基本条例の進捗を見極める時間が必要と判断され、交通基本条例の検討開始時期を1年間延期し、その工程を平成30年度の1年に見直しが行われたところである。

しかしながら、現時点において、公共交通網形成計画は、立地適正化計画との整合性を確保するために策定されておらず、今後追加調査が実施され、策定は平成31年度になる見込みである。また、土地利用基本条例は、公共交通に係る影響は少ないと考えられるが、検討が継続される状況にあるなど、昨年度、工程を変更した課題が解決されない状況にある。

については、交通基本条例との整合性を図る公共交通網形成計画の策定が先送りされたこと、及びロードマップの終期が平成30年度であることに鑑み、交通基本条例の制定については、ロードマップの実行テーマから取り消すものである。

## 3 全テーマと全工程の確認について

「（仮称）大津市土地利用基本条例の制定」の工程について、2年間で3年間に見直す。

「（仮称）大津市交通基本条例の制定」について、ロードマップから取り消す。このことにより、ロードマップの実行テーマは、11テーマから10テーマになる。

その他は、当初の計画通り進める。

「(仮称) 大津市土地利用基本条例の制定」の工程見直し

【ロードマップの実行テーマ 全体工程表】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
政策立案		(仮称) 土地利用基本条例		
		(仮称) 土地利用基本条例		

〈ロードマップの実行テーマ 詳細〉

大分類	中分類	テーマ (項目)	取組内容	実施機関	工程								議会基本条例	
					平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度			
					前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半		
政策立案	条例制定	(仮称) 大津市土地利用基本条例の制定	これまでの土地利用に係る行政の課題 (個別法に基づく所管部局の連携不足や責任体制の不明確、土地利用問題協議会の形骸化等) を踏まえ、多様な視点 (政策・環境・衛生・防災等) からなる土地利用に係る基本的な方針・方向性を明確にするとともに、市の総合計画、国土利用計画及び都市計画マスタープラン等の計画の位置付け・関連性を整理することで、本市が目指す土地利用の推進を図ることを目的とするもの	政										第 4 条 第 17 条
							事前調査・検証、執行部協議等			条文作成				
										事前調査・検証、執行部協議等			条文作成	

※ 政 → 政策検討会議・・・ 議会から条例などの政策提案に関する協議を行うために設置された会議

「(仮称) 大津市交通基本条例の制定」のテーマの取り消し

【ロードマップの実行テーマ 全体工程表】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
政策立案				(仮称) 交通基本条例

〈ロードマップの実行テーマ 詳細〉

大分類	中分類	テーマ (項目)	取組内容	実施機関	工程								議会基本条例
					平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		
					前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
政策立案	条例制定	(仮称) 大津市交通基本条例の制定	<p>市域は南北に細長く、山間部から都市部まで多様な地域特性を有し、その中で市民生活が営まれているが、核家族化の進行や高齢者人口が増加する状況下において、買い物や病院への移動手段、公共交通の確保が課題となっている。また、全国的な方向性として持続可能なまちづくりとしてコンパクトシティの考えが提唱されている。このような中で、大津市の特性を踏まえた公共交通に係る持続可能な仕組み、実効性のある取組の根拠となる基本方針を定め、地域の活性化を図ることを目的とするもの</p>	政									<p>第 4 条 第 17 条</p>

※ 政 → 政策検討会議・・・ 議会から条例などの政策提案に関する協議を行うために設置された会議

見直し後のロードマップの実行テーマ 全体工程表

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
政策立案	(仮) がん対策推進基本条例	(仮) 土地利用基本条例		
	議決事件の検証		議会における行政評価	
	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり			
	専門的知見を有する職能団体との連携強化			
議会改革	正副議長選出に係る立候補制及び所信表明制度の導入並びに適宜の議長記者会見の実施	議会活動の評価制度の構築		政策形成過程における住民参加のあり方検討
	議会図書室の充実			

# 参 考 资 料

【ロードマップの実行テーマ 全体工程表】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
政策立案	(仮) がん対策推進基本条例	(仮) 土地利用基本条例		(仮) 交通基本条例
	議決事件の検証		議会における行政評価	
	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり			
	専門的知見を有する職能団体との連携強化			
議会改革	正副議長選出に係る立候補制及び所信表明制度の導入並びに適宜の議長記者会見の実施		政策形成過程における住民参加のあり方検討	
	議会図書室の充実		議会活動の評価制度の構築	

〈ロードマップの実行テーマ 詳細〉

大分類	中分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程								議会基本条例
					平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		
					前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
政策立案	条例制定	(仮称) 大津市がん対策推進基本条例の制定	がんは日本人の死亡原因の第1位であり、3人に1人はがんにより死亡し、その罹患率も増加傾向にある状況を踏まえ、市民への意識啓発としてがんの予防、早期発見を推進するとともに、がん対策に取り組む行動理念を示し、地域のがん医療の水準向上を図り市民が安心して暮らせる社会を実現することを目的とするもの	政									第4条 第17条
		(仮称) 大津市土地利用基本条例の制定	これまでの土地利用に係る行政の課題(個別法に基づく所管部局の連携不足や責任体制の不明確、土地利用問題協議会の形骸化等)を踏まえ、多様な視点(政策・環境・衛生・防災等)からなる土地利用に係る基本的な方針・方向性を明確にするとともに、市の総合計画、国土利用計画及び都市計画マスタープラン等の計画の位置付け・関連性を整理することで、本市が目指す土地利用の推進を図ることを目的とするもの	政									第4条 第17条

大分類	中分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程				議会基本条例						
					平成27年度 前半	平成27年度 後半	平成28年度 前半	平成28年度 後半		平成29年度 前半	平成29年度 後半	平成30年度 前半	平成30年度 後半		
		（仮称）大津市交通基本条例の制定	市域は南北に細長く、山間部から都市部まで多様な地域特性を有し、その中で市民生活が営まれているが、核家族化の進行や高齢者人口が増加する状況下において、買い物や病院への移動手段、公共交通の確保が課題となっている。また、全国的な方向性として持続可能なまちづくりとしてコンパクトシティの考えが提唱されている。このような中で、大津市の特性を踏まえた公共交通に係る持続可能な仕組み、実効性のある取組の根拠となる基本方針を定め、地域の活性化を図ることを目的とするもの	政											第4条 第17条
	行政検証	議決事件の検証	基本条例第19条の趣旨に基づき、これまでの議決事件の検証に加え、行政計画やその他の事項について、行政との協議・議論の下に、追加・拡充を検討し、議決機関としての役割と責任を果たすもの	政											第4条 第19条

大分類	中分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程				議会基本条例						
					平成27年度 前半	平成27年度 後半	平成28年度 前半	平成28年度 後半		平成29年度 前半	平成29年度 後半	平成30年度 前半	平成30年度 後半		
		議会における行政評価	執行部においては行政評価システムに基づく施策評価や事務事業評価を実施しているところであるが、議会としてその行政評価の検証や執行部と違った視点をもって、費用対効果や市民ニーズとの整合性などを含め評価・検証し、議会としての監視機能を発揮する中で政策立案へとつなげることが必要であり、そのための仕組み・制度を検討するもの	政											第4条 第17条
	施策提案	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり	学生をはじめとする若者の政治に対する関心や興味の低さ、低投票率の状況を踏まえ、市政や議会への関心と投票率の向上を図るため、これまでの取組の検証をはじめ、議場見学などより市民ニーズを反映するための方策やIT等を活用した多様な仕組みを創出するもの	政広											第4条 第17条

大分類	中分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程								議会基本条例
					平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		
					前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
議会改革	権能強化	専門的知見を有する職能団体との連携強化	これまでも市議会においては、専門的知見の活用として、3大学とパートナーシップ協定を締結し、政策検討会議に当該大学の教授から助言や指導を受け、市議会の政策立案に大きな効果をもたらしている。これに加え、今後想定される多様な行政課題を見据える中、職能団体による専門的な見地からの助言は、政策形成において非常に有益であり連携強化に努めるもの	議（局）									第5条 第21条 第24条
					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           条例や計画、新たな施策など、行政課題や分野が特定される時点で関連する職能団体と連携（協定）を実施         </div>								

大分類	中分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程				議会基本条例					
					平成27年度 前半	平成27年度 後半	平成28年度 前半	平成28年度 後半		平成29年度 前半	平成29年度 後半	平成30年度 前半	平成30年度 後半	
	住民参画	政策形成過程における住民参加のあり方検討	市の政策に対し、多様な市民の声やニーズを反映することは、議会の役割でもあり、また、大きな課題でもある。執行部では意識調査やフォーラム、議会では議会報告会などを通して情報の収集や発信、さらには広報やネットによる情報提供など多様な媒体やツールを活用し、市民ニーズの把握に努めているところであるが、改めて、議会として政策形成過程における住民参加のあり方について検討をするもの	議広(局)										第14条 第21条
	議会運営	議会活動の評価制度の構築	これまで市議会が自らの議会活動を評価する仕組みはなかったが、基本条例及びロードマップの策定を踏まえ、議会としての自主性・自律性を基本に評価制度を検討し、議会の見える化の推進と議員活動の活性化を図るもの	議(局)										第5条 第21条

大分類	中分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程				議会基本条例				
					平成27年度 前半	平成27年度 後半	平成28年度 前半	平成28年度 後半		平成29年度 前半	平成29年度 後半	平成30年度 前半	平成30年度 後半
		正副議長の選出に係る立候補制及び所信表明制度の導入並びに適宜の議長記者会見の実施	正副議長の立候補制及び所信表明制度を導入するとともに、議長の記者会見についても、その効果的・効率的な運用を検討し、市民に開かれた市議会、市民への説明責任、議会の見える化を促進するもの	議		→							第4条 第5条 第21条
	広報広聴	議会図書室の充実	議会図書室においては、図書の更新整備をはじめ、ネットを活用した情報検索の活用や司書によるレファレンスを検証し、議員の調査研究・政策立案に資する体制を計画的に整えるもの	議広(局)									第5条 第21条 第27条

※政 → 政策検討会議・・・ 議会から条例などの政策提案に関する協議を行うために設置された会議

議 → 議会運営委員会・・・ 議案や議会運営などに関する事項について、調査や審査を行うために設置された委員会

広 → 広報広聴委員会・・・ 議会広報紙の編集、発行及び議会広聴に関する協議を行うために設置された委員会

(局) → 議会局・・・ 地方自治法に基づき、議会に関する事務などを処理するために設置された事務局

※議会運営及び広報広聴に係るテーマに係る工程の詳細などは、それぞれの実施機関で決定します。

## 大津市議会ミッションロードマップの進行管理について（抜粋）

### （１）進行管理の機関

ロードマップの進行管理（当該ロードマップ策定時には想定しなかった重要又は緊急の事態が生じた場合における、当該重要又は緊急の事態の取扱いに係る運用を含む。以下同じ。）は、議会運営委員会で行います。

### （２）進行管理の実施時期

ロードマップの進行管理は、原則として毎年１回、３月に実施します。ただし、議会運営委員会が必要と判断した場合は、この限りではありません。

### （３）進行管理の手法

進行管理は、当該年度に実施しているテーマ（項目）の進捗状況を検証し、次年度以降のテーマの確認（テーマの変更、取扱順位及び工程の変更を含む。）を行います。

### （４）外部視点からの議会活動の評価

最終年度においては、４年間の成果を外部からの視点も取り入れて客観的・総合的に評価・検証し、次期議員任期における議会活動に活用します。

## 平成２７年度の検証・評価結果

### １ 平成２７年度テーマの検証と評価

- （１）（仮称）大津市がん対策推進基本条例の制定 ⇒ 目標達成・完了
- （２）議決事件の検証 ⇒ 目標達成・継続
- （３）正副議長選出に係る立候補制及び所信表明制度の導入並びに適宜の議長記者会見の実施 ⇒ 目標達成・完了
- （４）議会図書室の充実 ⇒ 目標達成・継続

### ２ 改正点

「若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり」の工程を次のように改正

改正前 平成２９年度から平成３０年度まで

改正後 平成２７年度から平成３０年度まで

## 平成28年度の検証・評価結果

### 1 平成28年度テーマの検証と評価

- (1) (仮称) 大津市土地利用基本条例の制定 ⇒ 目標達成・継続
- (2) 議決事件の検証 ⇒ 目標達成・完了
- (3) 議会における行政評価 ⇒ 目標達成・継続
- (4) 議会活動の評価制度の構築 ⇒ 目標達成・継続
- (5) 議会図書室の充実 ⇒ 目標達成・完了

### 2 改正点

・「(仮称) 大津市交通基本条例の制定」の工程を次のように改正

改正前 平成29年度から平成30年度まで

改正後 平成30年度